

令和7年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和7年2月28日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田善行 係長 吉川也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤惠三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	松岡洋右	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	中尾歩美	税務課長	真弓啓
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	佐谷容子	国保医療課長	猪川恭弘
環境対策課長	東浦寿也	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	都市創生課長	福居哲也
上下水道課長	岡村智生	会計管理者	安藤晴康
教育次長	本庄徳光	教委総務課長	仲村佳真

1, 議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

日程 2. 会期の決定について

- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和7年度施政方針について
- 日 程 8. 発議第 1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日 程10. 議案第 2号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日 程11. 議案第 3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程12. 議案第 4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程13. 議案第 5号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程14. 議案第 6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程15. 議案第 7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日 程16. 議案第 8号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程17. 議案第 9号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程18. 議案第10号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程19. 議案第11号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日 程20. 議案第12号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日 程21. 議案第13号 斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について

- 日 程 2 2 . 議案第 1 4 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 2 3 . 議案第 1 5 号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に關す
る条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 6 号 令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 0 号）につ
いて
- 日 程 2 5 . 議案第 1 7 号 令和 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）について
- 日 程 2 6 . 議案第 1 8 号 令和 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第
3 号）について
- 日 程 2 7 . 議案第 1 9 号 令和 6 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 日 程 2 8 . 議案第 2 0 号 令和 6 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日 程 2 9 . 議案第 2 1 号 令和 6 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
について
- 日 程 3 0 . 議案第 2 2 号 令和 7 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 3 1 . 議案第 2 3 号 令和 7 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につ
いて
- 日 程 3 2 . 議案第 2 4 号 令和 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 3 3 . 議案第 2 5 号 令和 7 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日 程 3 4 . 議案第 2 6 号 令和 7 年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程 3 5 . 議案第 2 7 号 訴えの提起について
- 日 程 3 6 . 議案第 2 8 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について
- 日 程 3 7 . 議案第 2 9 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に關する
協議について
- 日 程 3 8 . 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令
和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）につい
て）
- 日 程 3 9 . 認定第 1 号 町道認定について
- 日 程 4 0 . 同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることにつ
いて

- 日 程 4 1 . 同 意 第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その1）
- 日 程 4 2 . 同 意 第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その2）
- 日 程 4 3 . 同 意 第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その3）
- 日 程 4 4 . 同 意 第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その4）
- 日 程 4 5 . 同 意 第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その5）
- 日 程 4 6 . 同 意 第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その6）
- 日 程 4 7 . 同 意 第 8 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求め
ることについて（その7）
- 日 程 4 8 . 報 告 第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害
賠償の額の決定について）
- 日 程 4 9 . 報 告 第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和
6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）
- 日 程 5 0 . 報 告 第 4 号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につい
て

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和7年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和7年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてなど、43議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

また、去る1月30日から2月5日まで、5日間にわたり佐伯、嶋田両監査委員には令和6年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。

令和7年度の施政方針及び提出議案の説明は、後刻させていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、2番 齋藤議員、4番 小城議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく申し上げます。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から3月25日までの26日間と定めることについて、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間と決定しました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和6年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

4番、小城委員長。

○建設水道常任委員長(小城世督君) それでは、閉会中の2月13日に開催した建設水道常任委員会の審査概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、いかるがパークウェイの興留地区ほか改良工事について進捗状況が報告され、工程の見直しにより工期が延長されたことが説明されました。また、イツボ川の函渠他整備工事は現在準備工の段階であり、工事箇所への仮設通路の築造が進められているとの報告がありました。さらに、小吉田交差点からイツボ川までの電線共同溝工事については、入札が行われ、契約が締結されたことが報告されました。

委員からは、工事現場での砂塵対策や供用開始の予定について質疑があり、理事者より答弁されています。これらの報告を受け、一定の審査を行ったうえで、継続審査案件としての審査を終了しました。

次に、各課報告事項として、シェアサイクル事業の試行実施について、生駒郡4町で電動アシスト付き自転車のシェアサイクル事業の試行導入について報告がありました。利用料金や事業運営の仕組み、安全対策などについて委員から質疑があり、理事者より答弁されています。

また、三室井堰改修工事について、内水浸水想定区域図の作成について、興留踏切視覚障害者誘導表示設置工事について、立地適正化計画の策定について、法隆寺門前広場の整備について、地図情報閲覧システムの導入について、報告を受けました。

これらの報告は、3月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

その他について、斑鳩町観光協会の今後の運営方針について、観光協会が3月31日をもって解散する方向であることが報告されました。町としての新たな管理運営組織と円滑な事業移行に努める方針が示されました。

次に、その他について、委員から南大門南側付近の道路の整備状況について質疑がありました。用地買収や工事にかかる予算計上、今後の補助金活用方針などについて理事者より答弁されています。

最後に、次年度の継続審査案件について、現在「都市基盤整備事業に関することについて」に加え、文化財関係の案件も含めた形で審査を継続する方向として、次回の委員会で名称を提案することとしました。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査概要です。

詳細については会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、建設水道常任委員会の報告とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、閉会中の２月１４日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化、資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、戸別収集モデル事業に係る進捗状況等について、候補地域である２３自治会の内、１８自治会が参加の意向であり、モデル事業参加自治会区域内の各戸へ、１月１６日から２４日にかけて、事業周知チラシのポスティングを実施したとのこと。また、町全域への住民周知として、町広報２月号お知らせ版により、周知を行うとのことでした。

今後の予定としては、現在、生ごみ分別回収モデル事業を実施されていない自治会区域の世帯を対象に、生ごみ分別バケツを自治会戸数分配布する予定とのことでした。

委員より、戸別収集モデル事業に参加意向の自治会のうち、現在、生ごみ分別回収を実施されている自治会数について質疑があり理事者より答弁されています。継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、第３期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について、子ども・子育て支援法第６１条に基づき、幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業を計画的に行うために策定するもので、令和７年度から令和１１年度までの５年間を計画期間とするとのことでした。委員より、今後の保育ニーズの見込みについて質疑があり理事者より答弁されています。

次に、令和6年度低所得世帯支援給付金について、令和6年11月22日に閣議決定されました「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯の低所得世帯に対して「低所得世帯支援給付金」を支給するものであるとのことでした。委員より支給時期について、給付率について質疑があり理事者より答弁されています。

続いて、町立保育所における、手ぶら登園支援の導入準備について、私立保育所の運営支援の充実について、産前・子育て世帯・ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣について、地域子育て支援センターの充実について、こども家庭センターにおける相談体制の充実について、子ども食堂事業にかかる補助事業の期間延長について、带状疱疹ワクチン接種費用助成制度の創設について、妊婦健康診査費用負担の充実について、1か月児健康診査の充実について、不妊治療・不育治療費助成制度の充実について、骨粗しょう症予防の充実について、徘徊高齢者家族支援サービスの提供（個人賠償責任保険への加入）の充実について、自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長について、戸別収集モデル事業の実施について、食品ロス削減事業所認定制度の創設について、損害賠償請求事件について、報告されました。

これらの報告は、3月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

次に、口頭報告として、老人総合福祉施設あくなみ苑について、令和6年第2回老人福祉施設三室園組合議会定例会において、指定管理者である宝山寺福祉事業団との現在の指定管理の契約期間が終了する令和8年3月31日をもって、当該事業団へ譲渡する方向で今後協議を進めていく旨が報告されたとのことでした。以上で、各課報告事項については終わりました。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

詳細については会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の2月17日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、文化財センターの啓発活動について、こども考古学教室と斑鳩考古学講座を予定していること、二つ目に、発掘調査について、いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査は顕著な遺構・遺物は見つかっていないこと、三つ目に、2月17日から3月31日までの予定で奈良大学と共同でヒヅメ金塚古墳の範囲確認調査を実施することが報告されました。

次に、継続審査、陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理について、12月11日の総務常任委員会において、委員が周辺自治会の住民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重に審議するという事になっており、委員に調査結果を確認したところ、周辺自治会からは、ため池として残すのではなく整備等の利活用を求める声が多くあったという報告がありました。また、消防水利の位置づけについて質疑があり、理事者から答弁がなされています。意見とりまとめの結果、満場一致で不採択という結果になりました。付帯意見として、総務常任委員会の総意としまして、耐震化を進めてもらうということになりました。

次に、各課報告事項について、1. 令和7年度税制改正大綱について、町税条例の改正に関するものを中心に主なものを抜粋し、その概要の説明がありました。委員より、町民税減収分の補てんについて、ふるさと納税の寄付活用事業について、軽自動車税やたばこ税の影響額についての質疑があり、理事者から答弁がなされています。2. 学校部活動の地域移行に向けた取組状況について、土・日・祝日の休日における中学校の部活動の地域移行を進めるため、(仮称)斑鳩町文化・スポーツクラブという地域クラブを新たに立上げ、この団体が実施主体となって、休日における学校部活動を運営していきたいと報告がありました。委員より、活動する場所について、参加費用について、指導員の資格について、大会の運営についての質疑があり、理事者から答弁がなされています。

また、新年度予算に係る事項として、職員の給与制度改正等について、地域集会所施設整備費等に係る支援の充実について、職員休憩室等の充実について、電子申請の推進について、斑鳩町移住支援金交付事業の充実について、消防団員空調服の調達について、災害対応無人航空機(ドローン)の導入について、災害時における井戸水の活用について、地域防災計画の見直しについて、史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場整備について、安田家住宅の保全・活用のための公有化について、藤ノ木古墳発掘調査40周年記念事業について、小・中学校ウォータースタンドの設置について、小・中学校ICT環境の整

備について、中央体育館「あそびの広場」の開催について、報告がありました。

これらの報告は、3月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

次に、口頭報告として、1. 職員採用試験の実施について、2. 物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金の追加交付について報告がありました。委員より水道企業団職員の募集人数について質疑があり、理事者から答弁がなされています。

次に、その他について、委員より、小学校の休憩時間について、住民生活部長処分の報告について質疑があり、理事者から答弁がなされています。

令和7年度の総務常任委員会継続審査の議題については、3月の委員会で協議することとなりました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6. 報告第1号 監査結果報告についてを議題とします。

監査委員より、去る1月30日から2月5日までの5日間に執行されました定期監査について、及び11月20日に執行した財政援助団体等監査について、お手元に配布しておりますとおり報告書を提出いただいております。

本日、監査報告は朗読いたしません。佐伯、嶋田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

次に、日程7. 令和7年度施政方針についてを議題とします。

令和7年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和7年第1回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、私の町政運営に関する所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

早いもので、私が、住民の皆様から負託を受け、首長としての重責を担うことになりました。8年目の春を迎えます。豊富な歴史文化資源と自然環境が一体となったまち、斑鳩。生まれ育ったこのまちを、全ての世代が希望を持って暮らせるまちにしたい。この思いを胸に、町政運営に邁進してきました。

2期目の大半が新型コロナウイルスの影響を受けながらの町政運営となりました。こ

れまで誰も経験したことがないコロナ禍において、町医師会などの関係機関と連携したワクチン接種をはじめ、クーポン券の発行、学校給食の無償化、水道料金の基本料金の支援事業など、さまざまに取り組んだコロナ対策事業においては、その効果は勿論、常にスピード感を大切に住民の皆様へ対応することを心がけてきました。予測困難な時代と呼ばれる現代社会において、新型コロナウイルスが引き起こしたパンデミック、相次ぐ紛争など国際情勢を背景とした物価高騰、地球温暖化の影響とされる自然災害の激甚化や頻発化など、あらゆる物事が想像をはるかに超えるスピードで変化しています。

こうした時代だからこそ、私は、住民に寄り添い、しっかりと生活を支え、同時に、前に進むため、未来を探り、住民とともに、斑鳩の将来を描いていきたいと思っています。

私がめざす斑鳩の姿は、誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える活力とにぎわいにあふれるまちです。

現在、本町では、新西和医療センター建設や大和川遊水地の整備などの大規模なプロジェクトが同時期に進行し、まちづくりの転換期を迎え、未来に向けて、大きく進みだそうとしています。

私自身、こうしたタイミングで町長として職務を執り行わせていただいていることは、本当に幸運だと感じています。だからこそ、この動きをまちの機能や魅力を向上させるチャンスと捉え、わがまち斑鳩の50年先、100年先を意識しながら、将来にわたって魅力あるまちとして持続的に発展していくため、堅実かつ大胆に取り組んでまいります。こうしたなかで、令和7年度予算案は、一般会計で総額110億1,000万円を計上しています。前年度と比較して、3億4,000万円、3.2%の増額となっています。また、一般会計、特別会計及び企業会計の3会計を合わせた総予算額は、188億1,882万円で、水道事業会計の廃止に伴い、8億4,225万7千円、4.3%の減額となっています。なお、企業会計を除く総予算額は、172億1,120万円で、4億1,010万円、2.4%の増額となっています。

それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本目標に沿って、令和7年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

ひとつ目の柱、「安全・安心にらせるまち」についてであります。

はじめに、「災害に強いまちづくり」では、災害に対するまちの安全性の確保として、近年の著しい集中豪雨に伴う内水防除を目的に、本年度に完成予定の法隆寺北1丁目地内の調整池への導水路の整備工事を引き続き実施し、早期に整備効果が発揮できるよう

取り組んでまいります。また、浸水時の避難や日頃からの備えに活用するため、大雨時に都市下水路などから浸水が想定される区域や浸水する深さなどの情報をまとめた「内水浸水想定区域図」を作成してまいります。さらに、令和6年能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画等の改正に対応するため、町地域防災計画の見直しを行うとともに、ライフラインが寸断された場合に備え、元上水道用の井戸を災害時に生活用水として使用するための管理を進めてまいります。また、消防力の充実として、町消防団への空調服の貸与や災害対応ドローンを配備してまいります。

次に、「防犯・生活安全の向上」では、防犯活動の強化として、法隆寺駐在所跡地に奈良県警察本部が運用する「動く交番」を定期駐留させ、警察や地域との連携のもと、身近な暮らしの安全・安心の確保に努めてまいります。また、交通安全対策の推進として、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備を進めてまいります。特に、通学路については、子どもたちが安全で安心して通学、通園ができるよう、地域の皆様や警察など関係機関と協力し、安全点検を実施し、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「ライフラインの確保」では、水道事業は、奈良県広域水道企業団が設立され、本町を含む26団体の水道事業が本年4月1日から統合されます。住民の生活を守る大切なライフラインであることから、県と関係市町村が広域で連携して、将来にわたって持続可能なサービスの提供に努めてまいります。また、下水道事業では、いかるがパークウェイの五百井・興留区間や新西和医療センター移転候補地等を事業計画区域に編入し、効率的な整備を進めるとともに、整備が完了した地域での公共下水道への接続の促進に努めてまいります。

2つ目の柱、「コンパクトで質の高い持続可能なまち」についてであります。

はじめに、「道路・交通網の整備」では、いかるがパークウェイの五百井・興留区間の本線において、現在、西側から順次、地盤改良工事等が実施され、令和6年度からは、イツボ川部分の河川工事に着手されております。また、県道大和高田斑鳩線との接続部分についても、県道の拡幅に伴う用地取得が進められており、今後も、本区間の早期開通に向け、国や関係機関と連携し、円滑な事業促進に努めてまいります。また、生活道路の整備として、地域からの要望路線や継続して取り組んでいる路線の整備を計画的に進めるとともに、JR法隆寺駅東側の興留踏切において、視覚障害者誘導表示を設置し、安全・安心な移動の確保に取り組んでまいります。さらに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、定期点検や修繕計画の見直しによる橋りょう環境の整備など、

安全で快適な生活に支障をきたさないよう、道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「住宅・生活環境の整備」では、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区における奈良県と連携したまちづくりとして、令和3年度に県と締結した基本協定に基づき、次の段階となる、区域ごとの事業内容を具体化する基本計画を策定してまいります。そのなかで、JR法隆寺駅周辺地区においては、駅南側地区に新西和医療センターが移転整備されることを契機に、一体的なまちづくりに向けた検討を進め、官民連携手法の導入可能性調査や、病院部分を含めた都市計画変更の手続きを進めてまいります。また、人口減少・少子高齢化等の社会情勢を踏まえ、持続可能な都市経営の観点から、居住機能や都市機能の立地、集約等の方針を定める「立地適正化計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、「循環型社会の推進・環境保全」では、循環型社会の推進として、高齢者のごみ出し支援の充実や地域集積所の管理等に関する課題解決に加え、さらなるごみの減量化・資源化を進めるため、可燃ごみ及び生ごみを対象とした町全域における戸別収集の実施を見据え、戸別収集モデル事業を実施し、課題や問題点の洗い出しを行ってまいります。また、ゼロ・ウェイストの実現に向け、食品ロス削減事業所認定制度を創設し、食品ロス削減に向けたより一層の意識啓発に取り組んでまいります。また、環境保全対策の推進として、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス削減目標の達成に向けて、町有施設における再生可能エネルギー等導入計画の策定に向け取り組んでまいります。

次に、「持続可能な行財政運営」では、優先的に取り組むべき施策や新たな行政課題に対応する機能的な組織の構築のため、新年度から行政組織を見直し、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するとともに、より質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。また、まちづくりの基本となる第5次斑鳩町総合計画前期基本計画の期間が令和7年度で終了することから、本年度に実施した住民意識調査の結果や新たな行政課題への対応を踏まえ、後期基本計画を策定してまいります。また、コンパクトで質の高い持続可能な組織をめざし、DX推進を行政改革の重要事項として位置づけ、住民にも職員にもやさしい窓口の実現に向けた取組みを進めるとともに、町が保有する地下埋設物や町道認定路線等の情報をコンピュータの地図上で公開する地図情報閲覧システムを導入し、行政サービスの向上と事務の効率化に努めてまいります。さらに、職員の積極的かつ主体的な研修を支援し、人事評価に基づく能力・実績を的確に反映した人事管理を行

うことにより、職員の人材育成と組織マネジメントの強化を図るとともに、長時間労働の抑制や各種ハラスメント対策を講じることにより、誰もが働きやすい職場環境の構築に、引き続き取り組んでまいります。

3つ目の柱、「子どもの未来が輝くまち」についてであります。

はじめに、「子育て環境の充実」では、本年3月に、第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和7年度から令和11年度までの5年間、和のころのもと、住民の皆様とともに、子どもの権利を尊重し、親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくりを進めてまいります。妊娠期から子育て期の切れ目ない支援として、令和6年4月に設置した、こども家庭センター内の専門家の配置を拡充し、子どもや保護者の心理的ケアの充実を図るとともに、担当職員との連携、各機関との調整により支援体制を強化してまいります。また、妊婦健康診査や1か月児健康診査にかかる費用の助成額の増額、不妊に悩む夫婦に対して、一般不妊治療等の費用助成に加え、生殖補助医療に係る費用の助成を行うなど、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる支援の充実に取り組んでまいります。また、多様な保育サービスと受け入れ体制の充実として、町立保育園を利用する保護者の負担軽減を図るため、令和8年度から手ぶら登園支援を導入することとし、新年度にコットベットを購入するなど、準備を進めるとともに、令和6年4月に開園した認定こども園を含め、町内の民間保育施設の職員配置等に対する支援の充実を図り、斑鳩町全体における保育の質の向上に努めてまいります。さらに、子育て世代の交流の促進を図るとともに、令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の試行実施として、地域子育て支援センターにおいて、つどいの広場事業を拡大し、地域子育て教室「ぷち保育室」を開催してまいります。

次に、「子どもの教育の充実」では、時代に応じた教育内容の充実として、読解力や自ら学ぶ力、知識を活用する力などを育み、確かな学力の向上を図るとともに、中学校卒業時に英語検定3級程度に到達できる英語能力の修得を目標として、教員の授業改革や教育指導の充実に取り組んでまいります。また、小・中学校9年間を通じて、本町の豊富な歴史資源を題材に、教科横断的に学ぶ教育プログラム「いかるが楽」に引き続き取り組み、伝統と文化を尊重し、継承・発展させる意欲と態度の育成を図ってまいります。また、全国的な生徒数の減少と教員の働き方改革が進むなか、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術に継続的に親しめる機会を確保するため、令和8年度からの休日の教員による中学校の部活動指導の廃止に向け、学校部活動の地域移行に向けた体制の構築を図ってまいります。さらに、地域とともにある学校づくりに向け、学校と地域住

民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティスクールの導入を進め、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置してまいります。また、不登校対策では、「斑鳩町子どもと親のフリースペース くるむ」の運営を行うとともに、「未然防止」と「初期対応」の2つの柱で対応の充実を図る“アイ・キャッチ”プロジェクトを各小・中学校において、着実に実施してまいります。また、教育環境の整備・充実として、将来を見据えたより良い教育環境を整備するため、学校施設の適正規模・配置等に関する方針を定めた学校施設適正規模等基本構想（案）をとりまとめてまいります。さらに、誰ひとり取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育ICT環境を整備するため、国のGIGAスクール構想第2期に基づき、令和2年度に整備した児童生徒1人につき1台の学習用端末の更新を行ってまいります。

次に、「子どもを守るしくみの充実」では、こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関と連携して、子育て世帯の見守り体制の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期対応に努めてまいります。また、これまで妊娠期から産後1歳までを対象に実施していたヘルパー派遣事業の対象年齢等を拡大し、子どもが18歳になるまでの幅広い家庭の支援を行い、ヤングケアラーの支援・予防にもつなげてまいります。さらに、保育サービスを利用する多子世帯への経済的負担をさらに軽減するため、令和7年4月から、在園第2子の保育料を町独自の支援として無償化してまいります。

4つ目の柱、「誰もが健やかに生き生きとくらせるまち」についてであります。

はじめに、「健康づくり」では、次世代の健康を育む観点から、女性ホルモンの変化が大きく影響する女性の健康支援が課題となっているため、節目の年齢の女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施し、女性の健康づくりを強化してまいります。また、带状疱疹予防接種が予防接種法に基づく定期接種として令和7年4月から実施されることに伴い、接種費用の一部を助成し、带状疱疹の発症や重症化を予防してまいります。さらに、高齢者が抱えるさまざまな健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的とした、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施に、引き続き取り組んでまいります。

次に、「高齢者の福祉・介護の充実」では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができる地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するとともに、第9期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、本町の全ての住民が、一人

ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢になっても自立と社会参加が可能となる地域共生社会の実現に向けたまちづくりをめざしてまいります。また、認知症の高齢者とその家族の不安を軽減し、安心して生活できる環境づくりを進めるため、認知症高齢者が徘徊中に損害賠償責任を負った場合に補償する保険に町が加入してまいります。

次に、「障害者福祉の充実」では、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を果たしていくことができるよう、斑鳩町障害者福祉計画及び第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実や合理的配慮の普及・啓発、相談機能の強化など、「地域共生社会」の実現に向けた総合的な支援に、引き続き取り組んでまいります。次に、「安定した社会保障制度の運営」では、国民健康保険制度は、県単位での運営を行う制度として統一的な取組みを進めるなか、適切な医療費の支出となるよう県内市町村が共同して保健事業の施策を展開し、国民健康保険税などの歳入の確保に努めることで、今後も安定した財政運営が図れるよう事業を進めてまいります。

次に、「生涯学習・生涯スポーツの推進」では、生涯にわたって学べる環境づくりとして、身近な生涯学習の場である公民館や図書館が、利用者にとって、快適で魅力的な施設であり続けるよう、設備や機能の充実に努めるとともに、引き続き、多様化する住民の学習ニーズに合ったサービスを提供してまいります。また、生涯スポーツの推進として、「いかるがの里 聖徳太子マラソン」を開催するとともに、空調設備の整備が完了した中央体育館において、子どもたちの体力づくりや子育て世代の交流の場として、「あそびの広場」を開催してまいります。

5つ目の柱、「つながりを大切にすまちなち」についてであります。

はじめに、「住民活動と協働の推進」では、地震や風水害などの大規模災害への備えとして地域のつながりがますますクローズアップされるなか、自治会活動の活性化に向け、その活動やコミュニティ拠点の整備に対する支援に引き続き取り組むこととし、地域集会所施設整備等補助金制度の充実を図ってまいります。また、多様な主体との協働として、協働のまちづくり活動提案制度開始から10年目を迎えることから、これまでの取組みの検証を行うとともに、今後の協働のまちづくりのより良いあり方について検討を行ってまいります。

次に、「男女共同参画社会の推進」では、男女共同参画の意識形成に向けた取組みを引き続き進めるとともに、本年度に実施した住民意識調査の結果や新たな課題等を踏ま

え、第4次斑鳩町男女共同参画行動計画「女（ひと）と男（ひと）が輝く未来計画」を策定してまいります。

次に、「人権・平和社会・多文化共生」では、人権問題を自分たちの問題としてとらえ、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現をめざし、引き続き、関係機関と連携しながら、人権セミナーや講演会、街頭啓発など人権教育と人権啓発の取組みを進めてまいります。

6つ目の柱、「魅力に満ちた活力あるまち」についてであります。

はじめに、「観光まちづくりの推進」では、まちあるき観光の拠点施設と宿泊環境の整備を目的としたマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、本年5月中の工事再開、そして令和8年3月中の開業に向けて、事業者と継続的な協議や調整を行ってまいります。また、法隆寺iセンター等の管理運営については、公募により選定した指定管理者と連携し、民間活力を活用した施設管理や観光振興を行い、持続可能な観光地づくりを推進してまいります。さらに、上牧町、河合町並びに広陵町が新たに加わり1市8町の体制となった、WEST NARA広域観光推進協議会において、地域の観光資源を生かした旅行商品の造成や大阪・関西万博会場でのPR活動など戦略的な観光プロモーション等を展開し、広域連携による地域の知名度の向上と観光振興に取り組んでまいります。

次に、「商工業の振興」では、町内の商工業を振興して地域経済の活性化を図るため、斑鳩ブランドのPRや販売促進に取り組んでいくとともに、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、経営指導の充実や国等の支援施策の情報を収集し、提供することで、町内事業者の商業活動を支援してまいります。また、観光振興及び地域経済の発展、雇用の促進を図るため、創業や事業所の開設に対し、相談支援を引き続き継続し、助成制度を実施してまいります。

次に、「農業の活性化」では、農業者の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の拡大等の課題解決のため、地域計画に基づき、担い手対策、遊休農地解消対策に取り組んでまいります。また、防災重点ため池の耐震性調査、豪雨耐性調査を引き続き実施し、ため池の防災対策を強化してまいります。さらに、井堰、農道、農業用水路など農業用施設の整備に取り組んでまいります。

7つ目の柱、「悠久の歴史と文化、自然を大切にするまち」についてであります。はじめに、「歴史・文化遺産の保全と活用」では、藤ノ木古墳の第1次調査から40周年を迎え、藤ノ木古墳をはじめとする多くの歴史的価値を有する本町の魅力発信の機会

であるため、大阪・関西万博におけるPR活動や記念講演会の開催、啓発物品の作成等のほか、関係機関・団体等と連携したツアー造成など、本町への観光誘客の促進を図ってまいります。また、史跡中宮寺跡歴史公園の利便性向上と一層の活用促進を図るため、駐車場整備に取り組んでまいります。さらに、斑鳩町で最も古い古民家の一つであり、老朽化が進む安田家住宅と同敷地内の春日古墳を保護するため、これを公有化し、将来における保全と活用を図ってまいります。

次に、「文化・芸術の振興」では、文化・芸術の拠点であるいかるがホールが、利用者にとって快適・魅力的な施設であり続けるよう、設備更新等を計画的に進めてまいります。また、さまざまな分野の質の高い文化・芸術に身近にふれる機会の充実に努めます。

次に、「風景・景観・自然環境の保全」では、斑鳩の里の風景・景観を保全するため、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働による景観づくりを進めるとともに、関係法令や各種補助制度等の活用により、景観形成に対する支援を継続してまいります。また、法隆寺門前広場において、景観の向上をはじめ、観光客等の憩いの場となるよう、その再整備に取り組んでまいります。さらに、歴史環境や自然環境を活用したビュースポットの整備に向け、地権者の意向確認や事業手法等の検討を進めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

なお、昨今の物価高騰への対応として、住民の皆様の生活を守るため、家計や地域の事業者への支援として、低所得世帯支援給付金の給付、斑鳩町生活応援券の発行をスピード感をもって進めております。

私は「和のこころ」のもと、初心を忘れずに、住民の皆様に寄り添い、さらに対話を重ねながら、これまで申しあげた取組みを全力で押し進めてまいります。

私一人でできることには限界があります。物事を進めるにあたっては、粘り強く、継続して取り組むことが大切です。

職員一人ひとりが知恵を振り絞り、全員が心をひとつにして、住民の皆様の幸せのために全力を尽くしてまいります。

加えて、「今、何が必要か」、「何を変えるべきか」をきちんと見極め、将来を見据えた持続可能なまちづくりを展開してまいります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程 8. 発議第 1 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番 横田議員。

○9 番（横田敏文君） 発議第 1 号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第 1 号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 112 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 28 日提出

議 会 議 員

齋 藤 文 夫

小 城 世 督

伴 吉 晴

井 上 卓 也

横 田 敏 文

宮 崎 和 彦

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の「人事院勧告」を尊重してまいりました。

令和 6 年度の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げるものです。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明に代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

の一部を改正する条例（要旨）

令和6年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容については、（1）期末手当の支給月数の改定（第1条及び第2条関係）としまして、期末手当について、令和6年4月1日にさかのぼり、支給月数を0.05月分引き上げるものです。

期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、令和6年度においては12月期を1.70月から1.75月へ、また、令和7年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.725月に均等配分することとし、年間支給月数を3.40月から3.45月に改正するものであります。

2. 施行期日等について、第1条の規定は、公布の日から施行し、令和6年4月1日にさかのぼり適用します。また、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

以上をもちまして、発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましても概要説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

1番 溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは、発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を申し述べます。

令和6年度県民アンケート調査において、暮らし向きが苦しくなったと答えた人の割合は3年連続で増加しております。斑鳩町でも物価高騰の影響から財政状況が厳しい中、行政における支出額も増えております。様々な行政課題を解消し、住民サービスを維持するためにも、まずは議員自らが身を切る覚悟を持ち理事者のみなさんと共に取り組むことが必要と考えます。

この増額の原資はもちろん税金であります。今一度住民目線に立ち返り、限られた財源の中で住民の期待に応えると言う観点からも現時点において議員の期末手当を引き上

げる状況にはないと考え、発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する反対意見といたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

8番 井上議員。

○8番（井上卓也君） 発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和6年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告では、民間給与の状況を反映して、高水準のベースアップにより、国家公務員の給与、ボーナス等が引き上げられました。

本条例の改定は、人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分（年額1万9,880円）引き上げるものです。

人事院は、毎年、国家公務員と民間の給与について調査し、人事院勧告で、社会一般の情勢に適応するように、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本としています。議員の期末手当の改正にあたっては、これまでも、引き上げ、引き下げともに、斑鳩町議会は国の人事院勧告を尊重してまいりました。

以上の理由から、私は今回の改定は必要なものだと考えますので、本議案について賛成いたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、発議第1号については、賛成多数で可決されました。

ここで10時45分まで休憩します。

（ 午前10時26分 休憩 ）

（ 午前10時45分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、お手元に配布しております、議事日程表の日程9. 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてから、日程50.

報告第4号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてまで、以上42議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました42議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律で定められていた宿泊料における甲地方・乙地方の規定が削除されることから、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院が行った、公務員人事管理に関する報告における、仕事と生活の両立支援の拡充の一部の項目に対応するため人事院規則が改正されることから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行され、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例についてであります。令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うとともに、諸手当の見直しを行い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行され、課税限度額が引き上げられたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和7年4月1日から施行され、栄養士法の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和7年4月1日から施行され、栄養士法の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。下水道法施行令の一部を改正する政令により、令和7年4月1日から、公共下水道及び流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が改正されることから、本条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。正隆寺団地の用途廃止に伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてであります。斑鳩町水道事業が奈良県広域水道企業団へ事業統合するにあたり、関係する条例について廃止及び所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関す

る法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,547万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ116億8,792万3千円とするものであります。

本補正予算では、歳出において、令和6年の人事院勧告による人件費等の補正や事業費が当初見積りを上回ることに伴う増額補正、事業完了などにより不用額が確定している事業に係る減額補正をそれぞれの費目において計上しております。

その他の歳出の主な内容については、職員の退職に伴う職員退職手当負担金の増額、普通交付税の増額などに伴う減債基金積立金の増額、塵芥収集車に係る損害賠償請求訴訟事件着手金の増額、防災重点ため池の耐震性調査や三室井堰改修工事に要する費用の増額、町が保有する地下埋設物や町道認定路線等の情報をコンピュータの地図上で公開する地図情報閲覧システムの導入費用の増額、持続可能な都市経営の観点から、居住機能や都市機能の立地、集約等の方針を定める「立地適正化計画」の策定費用の増額をお願いしております。

歳入の主な内容については、国税収入の補正等に伴う普通交付税の増額や財源不足補填に活用予定であった財政調整基金繰入金の減額、また、歳出で説明した事業の財源の補正をお願いしております。

なお、予備費については、今回の補正に要する財源の充当をお願いしております。

また、繰越明許費の追加として、健康管理システム改修事業ほか5事業を、債務負担行為の追加として、立地適正化計画策定業務委託契約をお願いしております。

次に、議案第17号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,470万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ29億3,954万9千円とするものであります。

その主な内容は、令和6年の人事院勧告による人件費の補正のほか、保険給付費が当初見積りを上回ることに伴う補正などとなっております。

次に、議案第18号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ306万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,445万円とするものであります。

その主な内容は、令和6年の人事院勧告による人件費の補正のほか、介護報酬改定等

に伴うシステム改修の補正などとなっております。

次に、議案第19号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,498万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ6億3,631万4千円とするものであります。その主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金が当初見積りを上回ることに伴う補正となっております。

次に、議案第20号 令和6年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入で特別利益を3,310万2千円増額し、支出では営業費用を306万5千円増額し、特別損失を4億2,524万7千円増額することで、収益的収入の総額を8億1,072万7千円とし、収益的支出の総額を12億667万9千円とするものであります。その主な内容は、令和6年の人事院勧告による人件費の補正のほか、奈良県広域水道企業団への移行に伴う資産整理に関する補正となっております。

次に、議案第21号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入で営業外収益を42万9千円増額し、支出では営業費用を42万9千円増額することで、収益的収入の総額を7億5,182万円とし、収益的支出の総額を7億3,007万6千円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出では、収入で出資金を81万3千円増額し、支出では建設改良費を81万3千円増額することで、資本的収入の総額を8億4,535万5千円とし、資本的支出の総額を9億2,856万8千円とするものであります。その主な内容は、令和6年の人事院勧告による人件費の補正となっております。

次に、議案第22号 令和7年度斑鳩町一般会計予算についてであります。予算総額は、110億1,000万円を計上しております。前年度と比較して、3億4,000万円、3.2%の増額となっております。

はじめに、歳入予算であります。第1款 町税では、前年度に定額減税が実施されたことなどから、前年度と比較して、1億8,270万円増の31億8,844万円を計上しております。また、第10款 地方特例交付金では、定額減税の減収補てん分が減額となることから、前年度と比較して、1億2,311万円の減額となっております。

次に、第15款 国庫支出金では、児童手当や私立保育所の運営、障害福祉に係る国庫負担金などが増額となることから、前年度と比較して、3億17万6千円増の15億7,880万1千円を計上しております。

次に、第16款 県支出金では、障害福祉に係る県負担金や三室井堰改修工事に係る県補助金などが増額となることから、前年度と比較して、8,188万円増の9億4,310万8千円を計上しております。

最後に、第22款 町債では、中央体育館空調設備整備事業債などが減額となることから、前年度と比較して、3億8,440万円減の2億2,190万円を計上しております。なお、第19款 繰入金については、財政調整基金からの繰入金7,000万円を計上しております。

続きまして、歳出予算であります。第2款 総務費では、自治体情報システム標準化・共通化や奈良県広域水道企業団への職員派遣に係る費用の増額などにより、前年度と比較して、2億6,234万7千円増の14億1,667万9千円を計上しております。

次に、第3款 民生費では、児童手当や私立保育所、障害福祉等に係る扶助費の増額などにより、前年度と比較して、3億2,240万3千円増の48億626万1千円を計上しております。

次に、第7款 土木費では、法隆寺駅南側周辺等まちづくり基本計画策定や法隆寺門前広場測量設計、治水対策に係る費用の増額などにより、前年度と比較して、2,156万9千円増の8億7,377万4千円を計上しております。

最後に、第9款 教育費では、史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場整備に係る費用などの増額があるものの、中央体育館空調設備整備に係る費用の減額などにより、前年度と比較して、2億6,955万7千円減の12億3,072万円を計上しております。

次に、議案第23号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は、27億4,400万円を計上しております。前年度と比較して、3,690万円、1.3%の減となっております。

はじめに、歳入予算では、国民健康保険税で、4億7,332万7千円を計上しております。

次に、県支出金では、保険給付費等交付金などで、20億5,933万9千円を計上しております。また、繰入金では、2億703万円を計上しております。

続きまして、歳出予算では、保険給付費で、20億3,409万5千円を計上しております。また、国民健康保険事業費納付金で、県が提示した令和7年度納付金額に基づき、6億2,681万5千円を計上しております。

次に、議案第24号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてでありま

す。はじめに、保険事業勘定では、予算総額は、歳入歳出それぞれ27億7,040万円を計上しております。前年度と比較して、4,610万円、1.7%の増額となっております。歳入予算では、介護保険料で、5億1,819万9千円を計上しております。

次に、保険給付及び地域支援事業等に係る財源として、国庫支出金で、6億2,249万3千円、支払基金交付金で、7億423万9千円、県支出金で、3億8,818万3千円をそれぞれ計上しております。また、繰入金では、一般会計繰入金などで、5億3,517万4千円を計上しております。

続きまして、歳出予算では、介護給付費で、25億2,095万5千円を計上しております。また、地域支援事業費では、1億8,327万9千円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定では、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,820万円を計上しております。前年度と比較して、230万円、14.5%の増額となっております。歳入予算では、介護予防サービス計画費収入で、1,506万6千円を計上しております。

次に、歳出予算では、サービス事業費で、1,719万2千円を計上しております。

次に、議案第25号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は、6億6,860万円を計上しております。前年度と比較して、5,860万円、9.6%の増となっております。はじめに、歳入予算では、後期高齢者医療保険料で、5億4,456万7千円を計上しております。続きまして、歳出予算では、後期高齢者医療広域連合納付金で、6億5,962万9千円を計上しております。

次に、議案第26号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出では、下水道事業収益は、前年度と比較して、214万6千円減の7億4,889万4千円を計上しております。また、下水道事業費用では、前年度と比較して、510万4千円減の7億2,419万2千円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入は、前年度と比較して、4,000万円減の8億440万円を計上しております。また、資本的支出では、前年度と比較して、4,418万5千円減の8億8,342万8千円を計上しております。

次に、議案第27号 訴えの提起についてであります。去る令和5年7月18日発生の塵芥収集車2台のエンジントールに係る損害賠償請求事件について、訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてであります。斑鳩町文化振興センターにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入

し、現在、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者として管理運営を行っているところであります。これまでの管理運営の実績などを総合的に評価した結果、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者として指定するものであります。

また、指定期間につきましては、前回と同様の3年間としております。次に、議案第29号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についてであります。奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議したいので、議会の議決を求めるものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,773万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ115億4,244万7千円とする補正予算について、令和7年1月16日付で専決処分させていただいたものであります。その内容は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援として、国の「地方創生臨時交付金」を活用し、生活応援券の発行や低所得世帯支援給付金の給付の取組みを実施することに関する予算補正であります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発道路の帰属等による8路線と町の道路新設工事による1路線の認定をお願いするものであります。

次に、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の佐伯知輝氏の任期が、令和7年3月28日をもって満了となることから、引き続き、佐伯知輝氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）であります。現委員の郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏、小野英子氏、吉田尚子氏、谷口政巳氏、山本泰三氏の任期が、令和7年3月31日をもって満了となることから、引き続き、郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏及び小野英子氏を、また、吉田尚子氏の後任として、木崎典子氏を、さらに、公募による委員として、引き続き、谷口政巳氏及び山本泰三氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る令和6年11月15日、斑鳩町大字法隆寺地内町道において、公用車を運転中に前方に駐車されていた無人の乗用車に接触し損傷させた事故による損害賠償の額が決定

したことから、議会の議決により指定された事項について、令和6年12月20日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。先の報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償金の支払いであります。

次に、報告第4号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。令和7年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億7,239万9千円となっております。前年度と比較して、18万9千円、0.1%の増額となっております。

令和7年度の事業計画は、公演・文化講座事業として24事業、斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業、そして斑鳩町立図書館の管理事業を計画されております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程9. 議案第1号から、日程37. 議案第29号まで、及び日程39. 認定第1号の町長提案の30議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程9. 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程10. 議案第2号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

4番 小城議員。

○4番（小城世督君） この旅費の額なんですけど、これいつからこの額で変わってないかってわかりますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 大変申し訳ございません、いつから改正されたというのは後程またご報告させていただきます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） たぶん今の情勢と金額が合っていないと思うんで、そのあたりまたご確認いただければと思います、お願いします。

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程11. 議案第3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程12. 議案第4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程13. 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程14. 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程15. 議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程16. 議案第8号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

12番 木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今回の改定については後期高齢者支援金分の課税限度額を22万円から24万円に、2万円引き上げるとのことですけれども、当町での影響についてどれぐらいの人が対象になるのか、教えていただけますか。

○議長(中川靖広君) 猪川国保医療課長。

○国保医療課長(猪川恭弘君) 令和6年度の当初課税のベースで申しあげますと69世帯、限度を超過されている世帯がございます。掛ける2で140万円弱という形になっております。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 69世帯で掛ける2万円ということですね。あとですね、近年この限度額の引きあげについては一体的に低所得者世帯の負担軽減も併せて行っていたと思うんですけど、今回は引き上げだけなんですか。

○議長(中川靖広君) 猪川国保医療課長。

○国保医療課長(猪川恭弘君) 現在、国の方からは政令の改正の方の情報がまだ出ておりませんが、国保料の改正については出ておりまして、同じく国保税についても令和7年で5割軽減、2割軽減につきまして軽減世帯の所得の改正が見込まれます。それについては例年年度末に政令の改正が行われますので、それを受けまして、それが出ましたら改正をしていく予定でございます。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今回、そしたら、これはこれで単独で出てきたってということなんでしょうか。

○議長(中川靖広君) 猪川国保医療課長。

○国保医療課長(猪川恭弘君) 現在上程させていただいております、課税限度額の改正につきましては、令和6年度から奈良県の国民健康保険が県一体化で税率も一本化されました。その関係で限度額の改正が1年遅れになっておりますので、昨年度の政令改正

に伴います内容を今年度で、来年度から適用するための今回議案を上げさせていただいております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そしたら年度末にはきちっと低所得世帯に対する軽減もちゃんと考えていただいているということによろしいでしょうか。副町長お答えいただけますか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 木澤議員おっしゃるとおり、この限度額の引き上げと軽減判定の所得の見直しにつきましては、セットになっております。今回限度額を引き上げさせていただくものについては、令和6年度の地方税制の改正に伴う限度額の引き上げになっております。従来はその年度その年度で専決処分させていただいていましたけども、県下統一になった関係で、限度額については今回、今、1年遅れで引き上げをさせていただくという形になっておりますけれども、軽減判定につきましては、例年どおり昨年の税制改正分ですので、3月末ですでに専決処分をさせていただいておりますので、すでにそちらの方、施行させていただく予定となっております。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程17. 議案第9号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第9号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程18. 議案第10号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第10号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程19. 議案第11号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを

議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程20. 議案第12号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第12号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第12号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程21. 議案第13号 斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第13号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程22. 議案第14号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程23. 議案第15号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程24. 議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程25. 議案第17号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程26. 議案第18号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第18号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程27. 議案第19号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第19号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程28. 議案第20号 令和6年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第20号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程29. 議案第21号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第21号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程30. 議案第22号から日程34. 議案第26号までの5議案は、令和7年度各会計の予算にかかる案件です。

よって、会議規則第37条の規定により、5議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、日程30. 議案第22号 令和7年度斑鳩町一般会計予算について、日程31. 議案第23号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程32. 議案第24号 令和7年度斑鳩町介護保

険事業特別会計予算について、日程 33. 議案第 25 号 令和 7 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 34. 議案第 26 号 令和 7 年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上、5 議案を一括議題とします。ただいま一括議題としました 5 議案について、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 22 号から議案第 26 号までの 5 議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております 5 議案については、委員会条例第 5 条の規定により、委員 7 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号から議案第 26 号までの 5 議案については、委員 7 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。総務常任委員会から、齋藤議員、木澤議員。厚生常任委員会から、溝部議員、井上議員。建設水道常任委員会から、小城議員、伴議員。広報発行常任委員会から、奥村議員。以上、7 名の議員を指名します。各議員には、よろしく願います。

次に、日程 35. 議案第 27 号 訴えの提起についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 27 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております 議案第 27 号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程 36. 議案第 28 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第28号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程37. 議案第29号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第29号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程38. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって承認第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)を、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第1号

専決処分書

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月16日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、令和6年度国の補正予算の成立を受け、追加交付される重点支援地方交付金と予備費を活用し、物価高騰の影響を受けた家計や事業者への支援を速やかに実施するため、令和7年1月16日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿ってご説明します。

補正予算書の8ページと9ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第15款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、町独自の支援の実施にあたり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,773万3千円を増額補正させていただいたものです。

10ページと11ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。第3款 民生費では、第1項 社会福祉費、第13目 低所得世帯支援給付金給付事業費で、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付します。さらに、子育て世帯に対しては、児童1人あたり2万円を加算給付します。この費用として、1億98万7千円を増額補正させていただいたものです。

次に、第6款 商工費では、第1項 商工費、第2目 商工業振興費で、町民や事業者の負担軽減に加え、地域経済の回復につなげるために、町内の店舗で利用できる生活応援券3,000円分を配布します。この費用として、9,222万5千円を増額補正させていただいたものです。

12ページと13ページをお願いします。第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として、1,547万9千円を充当しています。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正です。これら事業について、繰越明許費として、あわせて1億9,321万2千円を予算措置させていただいています。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,542,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年1月16日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上をもちまして、説明とします。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回も国の交付金を活用して町民の皆さんの暮らしを応援するという形で生活応援券を発行していただくということについては私も賛成ですし、評価をさせていただいておりますが、今回、国の交付金から足らず分については予備費で持ち出しということで対応されてますけど、そこはどういうふうに決めはったのかなど。そこを教えてくださいませんか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） これまでの本町におけますいわゆるコロナウイルスから、この物価高騰高の支援につきましては、やはり十分な住民さんへの支援をしていきたいという町の姿勢のもと、やはりその中でも交付金だけでまかなうのではなく、例えばそういった中で補助の対象になるかならへんかといった部分については一旦特定財源である国庫補助金の交付の方を抑えて、一般財源で対応するという姿勢でやってきたところがございます。実際に事業をするなかで、やはり契約差金であったり、予定より見込が少なかったりということで、結果的には国庫補助金、国庫交付金の中で賄えている事業もございますけれども、今回にあたりまして、やはり住民さんに対して精一杯やっという姿勢のもと、予備費の方も活用させていただき、今回の事業編制をさせていただいたところがございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この事業については12月の段階からこういうふうにするということで、計画っていうんですかね、考え方についてはお示しいただいていたんですけど、交付金がいつ金額が確定するなりということで、今回は専決処分と形で対応されますけども、これは定例会の時に議案として補正予算組むという対応っていうのは難しいんじゃないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） いち早く住民さんに届けたいということで、あらかじめ担当の常任委員会で、こうこうこうった事業をやらせていただきますよと、内容についてはこうですよということをご報告させていただいたうえで、その予算については申し訳ないですけども、いち早く取り組みたいということで専決処分をさせていただいているというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いち早くというのは私もわかるんです。12月の時に補正が組めたらよかったけど、その時点では国からまだ金額が確定してなかったという事情があったんじゃないかな。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 昨年12月17日に国の補正予算が成立しておりますので、成立した後、ここの担当省庁というか、そこから通知がまいりますものですから、なかなか12月議会の中で上程させていただいて対応するのはちょっと困難やったかなというように感じしております。ただ、それにあたりまして、こうこうこうしますよということで、議会のほうにご相談させていただいているつもりでございまして、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 別に反対しているわけではないんです。ただまあ、この間、コロナからですね、こういう専決処分という形で対応してきて、一応コロナは明けて物価高騰ということで引き続きこういう形取ってますけど、できるだけ定例会で審議して議決をするということが、金額的にも大きいものですから、必要かなというふうには感じましたので、対応が難しいようでしたら専決処分ということで、いち早く住民のみなさんにお届けをするという姿勢については理解しますので、その点についてはまた今後ちょっと動向を見ながら対応お願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結します。
お諮りします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

次に、日程39. 認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程40. 同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてをご説明します。

本同意は、現・監査委員の佐伯知輝氏の任期が令和7年3月28日をもって満了となることから、引き続き、佐伯知輝氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

議案書を、朗読させていただきまして、ご説明といたします。

同意第1号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目4番5号

氏 名 佐伯知輝

生年月日 昭和36年10月2日

佐伯知輝氏の、略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とします。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

次に、日程41．同意第2号から日程47．同意第8号までの7議案は、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任についての人事案件です。

よって、この7議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、日程41．同意第2号、日程42．同意第3号、日程43．同意第4号、日程44．同意第5号、日程45．同意第6号、日程46．同意第7号、日程47．同意第8号の7議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第2号から同意第8号の斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）について、ご説明します。

本同意は、現委員の、郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏、小野英子氏、吉田尚子氏、

谷口政巳氏、及び、山本泰三氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることから、引き続き、郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏、及び小野英子氏を、また吉田尚子氏の後任として、木崎典子氏を、さらに、公募による委員として、谷口政巳氏、及び山本泰三氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

同意第2号から順次、議案書を朗読させていただきます、ご説明とします。

なお、それぞれの方の略歴は、議案書の次のページに記載のとおりです。

朗読については、省略をさせていただきます。

はじめに、同意第2号です。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町目安4丁目1番24号

氏 名 郡山 尚

生年月日 昭和21年4月26日

続きまして、同意第3号です。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面 達也

生年月日 昭和40年2月22日

続きまして、同意第4号です。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目4番8号

氏 名 浅野 浩子

生年月日 昭和51年4月22日

続きまして、同意第5号です。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目2番37号

氏 名 小野 英子

生年月日 昭和28年10月5日

続きまして、同意第6号です。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目3番18号

氏 名 木崎 典子

生年月日 昭和50年4月7日

続きまして、同意第7号です。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田北1丁目19番10号

氏 名 谷口 政已

生年月日 昭和22年11月18日

最後に、同意第8号です。

同意第8号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目12番7号

氏 名 山本 泰三

生年月日 昭和56年7月3日

以上をもちまして、説明とします。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、同意第6号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その6)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、同意第7号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その7)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、同意第8号については、満場一致で同意されました。

次に、日程48. 報告第2号および日程49. 報告第3号の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)を、

一括してご説明します。

はじめに、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を、ご説明します。

議案書を朗読します。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第19号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月20日

斑鳩町長 中西和夫

裏面をご覧ください。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町大字法隆寺地内町道において、公用車を運転中に、前方に無人駐車中の乗用車に接触し、損傷させた事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 50,160円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町興留7丁目3番35号
岡田 安雄

本損害賠償に係る事故は、令和6年11月15日、午前10時頃、一般廃棄物の処理のため、公用車である1トントラックで、最終処分場へ向かう途中、斑鳩町大字法隆寺地内町道157号線、毛無池付近において発生したものです。

町道左側路肩に駐車していた乗用車を避けようとして通行した際、山側から下ってくる別の車両があり、これを避けるため、左側に公用車を寄せたところ、駐車中の乗用車の右ミラーに公用車の左後方ボディ部を接触させたものです。

当日、公用車を運転していた職員は、環境対策課 課長補佐の土谷純で、山側から下ってくる車両の確認不足が、事故の要因と思われます。

なお、駐車していた乗用車は無人の状態であり、運転していた職員にも怪我はございませんでした。

この事故による損害賠償として、乗用車の所有者である、岡田氏に対して、修理代50,160円を支払うことで、物損に関する示談が成立したことから、令和6年12月20日付けで、専決処分させていただいたものです。

続きまして、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）を、ご説明します。

議案書を朗読します。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第20号

専決処分書

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月20日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、先の報告第2号の損害賠償の額の決定に関する予算補正について、令和6年12月20日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、自動車損害共済金5万1千円を増額補正させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正です。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、賠償金5万1千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,364,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上をもちまして、説明します。

職員に対しましては、交通安全について一層の注意喚起を行い、公用車等による事故の防止に努めてまいります。

ご理解賜りまして、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 質疑を終結します。

これをもって、報告第2号及び報告第3号については終わります。

次に、日程50. 報告第4号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第4号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第4号

令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

恐れ入りますが、令和7年度 斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算の1ページをお願いいたします。

はじめに、令和7年度事業計画でございます。(1)地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業についてでございます。①公演・文化講座事業では、24事業を計画し事業費合計1,936万6千円を計上しております。

1. 自主文化事業では、23事業 事業費1,021万4千円を計上し、内訳として、住民参加型事業5事業、育成型事業11事業、芸術文化鑑賞型事業7事業でございます、資料2ページから4ページに概要を記載しております。

2. 友の会事業では、57万円を計上しております。

3. 共通として、職員給料等で858万2千円を計上しております。

次に、(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業についてでございます。

①斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業は、指定管理者の指定を受けて、ホール部分の管理運営を実施するもので、1. 公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業費として、1億2,513万2千円を計上しております。2. 公益目的外利用に関する施設管理及び施設貸与事業費では、736万8千円を計上し、事業費合計として1億3,250万円を計上しております。

次に、②斑鳩町立図書館の管理事業では、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、図書館部分を管理するもので、事業費は1,695万7千円を計上いたしております。

続きまして、6ページと7ページ、正味財産増減予算書をご覧ください。

7ページの下から7行目をご覧ください。一般正味財産の増減では、一般正味財産期首残高1万円から、下段、期末残高1万円と増減はございません。その下、指定正味財産においても、期首残高と期末残高に増減は無く、基本財産である斑鳩町からの出捐金は、1千万円となっております。

この結果、最下段の正味財産期末残高は、前年度と増減なく1,001万円でございます。なお、9ページから18ページに、内訳を記載いたしております。

以上で、報告第4号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。なにとぞ、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町が指定管理でしている事業については、こちらの文化振興財団と、昨年、もうなくなりましたけども、観光協会のほうに指定していましたが、昨年度ですね、町長の方針から始まって、民間に指定管理をするという形になりましたけども、それまで観光協会の運営の中で、どういう点が問題になっているのかという点が非常にこの間我々としては把握しにくかったです。こちらの文化振興財団についても以前運営について改善を進めようとしているというお話を聞いたことがあるんですけども、実際にこういう計画をつくる段階でですね、どういう点で、例えば問題があると思っているのかどうか、そういう議論っていうんですかね、見えるような形にできないのかなというふうに思うんです。突然ここが問題やから、いきなり指定管理、民間入れますよというふうになっても、我々も問題認識をする時間が、昨年実際なかったというふうに思っているんです。だからもうちょっと前の段階でですね、今の運営に対して町としてどういうふうに思っているのかというのを聞かせていただきたいなというふうに思ってます、今回のこの7年度の事業計画の中でもしそういう点があればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町の指定管理者制度の運用方針におきましては、行政改革の観点から公募による改善効果が高いと判断される施設については公募するものと定めておりますので、斑鳩iセンター及び、このいかるがホールについても指定監理者選定管理委員会を開いて随時協議をいたしているところでございます。議員がおっしゃるとおり、担当常任委員会で、都度報告はさせていただいておりますし、今後そういう方

向でさせていただきます。なお、このいかるがホールの指定管理の公募につきましては、まず、この施設、開館から28年が経過して、長寿命化や更新が順次進められている状況であって、今後も維持管理面の負担が大きい点と、二つ目として周辺に集客施設がなく、民間事業者が応募する要素が少ないこと、また三点目で現在新西和医療センターが近接地に移転する計画や、いかるがホールも町のまちづくりエリアに含めておりますので、一体的に活用を検討していることから、今回、現在の指定管理者に指定すると決定したところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 指定管理の話はまた総務常任委員会のほうでさせていただこうと思いますけど、今年度の報告の中ではとくに事業についてこう改善してほしいとか言って改善されたとかいうのはないんですね。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） この計画書におきましては、十分町の意向を反映されたものになっておりますので、特に町からの指示等はございません。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

4番、小城委員。

○4番（小城世督君） 今の話に付随するんですけど、この7年度の計画というところで、この7年度の文化振興財団の目玉の事業って昨年と変わった部分ってなんかありますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 事業につきましては、公益事業でございまして、継続的に持続すること、継続的に実施することを目的にしておりますので、特にこれが目玉事業というのはございませんが、ただ、改善されているものとして、検討されているものとして、映画上映事業がございまして、年2回程度実施されていたもので、私も参加したことがございまして、非常に好評であると、住民さんに好評であるということから、来年度は年3回を予定し、そういったところに取り組まれているというところは見られるものでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね、あまり目立ったものはないと思うんですけど、令和7年って、ずっと言ってますように万博があって、誘客をしないといけないというところで、やはりこういったところも有効活用していただきたいなというのをすごく思っています。町としても文化振興財団が出す事業計画だけでなく、町としてもここを有効活

用できるような施策であったりというのを打っていただきたい、それが1点。あと再三これずっと僕言ってますけども、友の会についてなんですけど、これの減少の理由といえますか、原因ってわかりますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 友の会につきましては、この7年度の予算に、計画におきましては、一般会員400名、法人会員40社を予定しているところでございますけれども、現在は、令和6年度の現時点においては、一般会員が259人、法人会員が20社という状況でございます。文化財団におきましても、この友の会の会員の促進といたしまして、映画上映会の無料チケットを配布していたものを、財団の主催のすべてのイベントの中から選択できる招待券の配布などに検討して変えられているといった工夫は見られるものの、なかなか会員の増にはつながっていませんが、今後も促進に取り組んでいきたいというふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね、これも友の会ができてから、間コロナも挟んでいろいろあったと思うんで、できた当初とニーズが変わってきたりすると思うんで、それはしっかりと町も見ていただいてですね、どういった形で今度進めていくのか検討していただきたい、そのように思います。以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 質疑を終結します。

これをもって、報告第4号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明3月1日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午後0時05分 散会）